

# 一般財団法人鹿児島県教職員互助組合就業規則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規則は、一般財団法人鹿児島県教職員互助組合（以下「法人」という。）の職員のサービス内容、その他職員の就業に関し必要な事項を定め、もって事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (適 用)

第2条 この規則は、第5条の定めるところにより、この法人に採用された者（以下「職員」という。）に適用する。

### (サービスの原則)

第3条 この規則に定めるもののほか、就業に関する必要な事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「基準法」という。）その他の法令の定めるところによる。

第4条 職員は、この規則を遵守し、相互に協力して事業の推進に努めなければならない。

## 第2章 人 事

### (採 用)

第5条 理事長は、就職を希望する者のうち、選考によって適当と認められた者について、所定の手続を完了した者を職員として採用する。

### (試用期間)

第6条 新たに採用した者については、採用の日から6月間を試用期間とする。

2 試用期間中又は試用期間満了の際、引き続き職員として勤務させることが不相当と認められた者については、第13条の手続に従い解雇する。

3 試用期間は、勤続年数に通算する。

### (採用決定者の提出書類)

第7条 職員に採用された者は、採用後2週間以内に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 履歴書（3月以内の顔写真貼付のもの）

- (2) 戸籍抄本又は住民票
  - (3) 通勤届
  - (4) 住居届
  - (5) 扶養親族等届出書
  - (6) 源泉徴収票（前職がある場合のみ）
  - (7) その他理事長が必要と認める書類
- 2 前項の提出書類の記載事項に変更があったときは、その都度速やかに届け出なければならない。

#### （人事異動）

第8条 職員は、業務上の配置及び配置換えを命ぜられたときは、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

#### （休 職）

第9条 職員が、次の各号の一に該当する場合は、休職を命ずることができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- (2) 刑事事件に関し、起訴された場合
- (3) 前2号のほか、特別の事情により、休職させることが適当と認められる場合

#### （休職期間）

第10条 前条第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、理事長が定める。

- 2 前条第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。
- 3 前条第3号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、必要に応じ、理事長が定める。

#### （休職の効果）

第11条 休職者は、職員としての身分は保有するが、職務に従事しない。

- 2 休職者の給与については、鹿児島県教育委員会事務局職員の例による。

#### （復 職）

第12条 理事長は、休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。この場合、休職前の職務と異なる職務に配置することができる。

- 2 休職の期間が満了したときは、満了した日の翌日に復帰するものとする。

#### （解 雇）

第13条 職員が、次の各号の一に該当する場合は、30日前に予告するか、又は基準法第12条に規定する平均賃金（以下「平均賃金」という。）の30日分を支給して解雇することができる。

- (1) 勤務実績が著しく悪い場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) その他前2号に準じる事情がある場合
- (4) やむをえない都合による場合

2 前項の予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

#### (解雇期限)

第14条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は、解雇しない。ただし、第1号の場合において、療養開始後3年を経過し、なお治癒せず、基準法第81条に規定する打切補償を支払った場合、この限りでない。

- (1) 職員が業務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のために休業する期間及びその後の30日間
- (2) 産前産後の女子が休業する期間及びその後の30日間

#### (定年退職)

第15条 職員の定年は満60歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。ただし、定年に達した者、定年退職者に準ずる者でも業務の必要がある場合、本人の能力、成績及び健康状態等を勘案して、選考のうえ引き続き再任（雇）用することができる。再任（雇）用について必要な事項は別に定める。

#### (退職)

第16条 職員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その日を退職した日とし、職員としての身分を失う。

- (1) 自己の都合により退職を願い出て理事長の承認があったとき。又は、退職願提出後30日を経過したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 休職を命ぜられた者が復職の条件を満たし得ないまま休職期間が満了したとき。

#### (退職願)

第17条 職員が退職しようとする場合は、退職の日の30日前までに退職願を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定により退職願を提出した者は、理事長の承認があるまで従前の業務に服さなければならない。ただし、退職願提出後30日を経過したときは、この限りではない。

#### (人事規程の準用)

第18条 この規則に定める人事に関する第5条から第17条までの規定以外については、鹿児島県教育委員会事務局職員の例による。

### 第3章 勤務時間、休暇等

#### (1週間の勤務時間)

第19条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

#### (週休日及び勤務時間の割振り)

第20条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。

2 職員の1日の勤務時間は、休憩時間を除き午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 理事長は、職員の勤務条件の特殊性、その他の事由により、前項に規定する勤務時間により難しいときは、これを変更することができる。

4 職員が、出張その他法人の用務により、法人事務局以外において勤務する場合で、勤務時間を算定し難しいときは、通常の勤務をしたものとみなす。ただし、理事長があらかじめ別段の指示をしたときは、この限りでない。

#### (休憩時間)

第21条 休憩時間は、正午から午後1時までとする。

#### (休日)

第22条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）についても同様とする。

#### (休暇)

第23条 休暇の取扱いについては、鹿児島県教育委員会事務局職員の例による。

## 第4章 服務規律

### (服務の原則)

第24条 職員は、業務上の指示に従い、自己に定められた業務に専念し、事務能力の向上に努力するとともに、相互に協力して職場の秩序を維持しなければならない。

### (遵守事項)

第25条 職員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 職務の権限を超えて専断的なことを行わないこと。
- (2) 法人の信用を傷つけるようなことをしないこと。
- (3) 法人の施設・設備は丁寧に取扱い、その保管を厳にすること。
- (4) 勤務時間中、みだりに職場を離れ、又は他の職員の業務を妨げないこと。
- (5) 勤務時間内における私用外出は、許可なく行わないこと。
- (6) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。また、その職を退いた後も同様とする。

## 第5章 研 修

### (職員の研修)

第26条 職員は、職務上の知識及び資質の向上に常に努めなければならない。

- 2 法人は、職員に対し、職務能率の発揮及び増進のために、必要な研修を受ける機会を与えなければならない。
- 3 職員は、正当な事由なく前項の研修を拒むことはできない。

## 第6章 給 与 等

### (給与等)

第27条 職員の給与は、鹿児島県教育委員会事務局職員の例による。

第28条 職員が公務のため出張する旅費については、鹿児島県教育委員会事務局職員の例による。

第29条 職員が退職又は死亡したときの退職手当については、鹿児島県教育委員会事務局職員の例による。

## 第7章 表彰・懲戒

### (表彰)

第30条 職員が永年にわたって職務に専念し、その勤務成績が優秀で、法人の発展に貢献したときは表彰する。表彰は、「全国教職員互助団体協議会」の表彰をもってこれにかえる。

### (懲戒)

第31条 職員が、次の各号の一に該当する場合は、次条の規定により懲戒を行うことができる。

- (1) 第24条及び第25条の服務規定に従わず、その程度が著しいとき。
- (2) 著しく職場の秩序を乱したとき。
- (3) 職員として、ふさわしくない非行があったとき。
- (4) 前各号に準ずる程度の不都合な行為があったとき。

第32条 懲戒は、その情状により、次の区分に従って行う。

- (1) 戒告 始末書の提出を求め、将来を戒める。
- (2) 減給 1日以上6月以下の期間、給料月額額の10分の1以下を減ずる。
- (3) 停職 1日以上6月以下の期間、出務を停止し、その期間中、いかなる給与も支給しない。
- (4) 免職 予告期間を設けることなく、即時に解雇する。この場合において所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、予告手当(平均賃金の30日分)は、支給しない。

## 第8章 福利厚生及び災害補償等

### (健康診断)

第33条 職員には、毎年1回健康診断を行う。

### (災害補償及び業務外の傷病扶助)

第34条 職員が業務上負傷し、又は疾病にかかったときは、基準法の規定に従って、療養補償、休業補償、障害補償を行う。職員が業務上負傷し、又は疾病にかかり死亡したときは、基準法の規定に従い、遺族補償及び葬祭料を支払う。

2 前項の規定により補償を受けるべき者が、同一の事由について労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づいて、前項の災害補償に相当する給付を受けることとなる場合においては、前項の規定は適用しない。

- 3 職員が業務外の傷病にかかったときは、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)により扶助を受けるものとする。

## 第 9 章 雑 則

### (損害賠償)

第35条 職員が、故意又は過失によってこの法人に損害を与えたときは、その全部又は一部を賠償させることができる。ただし、これによって第 31 条及び第 32 条の懲戒を免れるものではない。

### (その他)

第36条 この規則を改廃するに当たっては、職員の代表者の意見を聴いて行う。

### (細 則)

第37条 この規則の実施に関して必要な事項は理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に職員として職務に従事している者は、この規則により採用されたものとみなす。